県土整備部発注見通し公表事務取扱要領

1 目的

この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)に基づく鳥取県県土整備部(各総合事務所県土整備局を含む。)が発注する建設工事及び測量等業務(測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。以下同じ。)に係る発注見通しの公表に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

2 対象工事等

(1)建設工事

当該年度に発注することが見込まれる工事であって、下記アから工までに該当する工事とする。ただし、公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であって県の行為を秘密にする必要があるもの及び予定価格(消費税及び地方諸費税相当額を含む。)が250万円を超えないと見込まれる工事を除く。

- ア 一般競争入札(制限付一般競争入札を含む。)に付そうとする工事
- イ 指名競争入札に付そうとする工事
- ウ プロポーザル方式に基づく随意契約によろうとする工事
- エ 随意契約によろうとする工事(ウの工事を除く。)
- (注) 「当該年度に発注することが見込まれる工事」に該当しない工事としては、次に掲げられるものが考えられるが、これらのものについても出来るだけ公表するよう努めること。
 - (ア) 当該年度の工事に必要な土地等の取得が未了で、見通しとして公表することができないと判断される工事
 - (イ) 当該年度の工事に必要な他の公物管理者等との協議、調整が未了で、見通しとして 公表することができないと判断される工事
 - (ウ) 当該年度の工事に必要な地元の関係者等との協議・調整、埋蔵文化財調査が未了で、見通しとして公表することができないと判断される工事
 - (エ) 当該年度に組み込まれている詳細設計等が未了で、見通しとして公表することができないと判断される工事
 - (オ) 附帯工事又は受託工事等で、市町村議会承認等が未了のため、見通しとして公表することができないと判断される工事
 - (カ) 災害発生期間中、災害発生直後、又は事故等で緊急に行う工事(災害査定等を経て計画的に実施する災害復旧工事を除く。)
 - (キ)他の工事の入札状況や執行状況に影響を受ける工事及び管理施設・構造物等の損傷 程度の確認等に関連した不確定要素により、緊急的に実施する工事

(2) 測量等業務

当該年度に発注することが見込まれる測量等業務であって、下記に該当する業務とする。

- ア 一般競争入札(制限付一般競争入札を含む。)に付そうとする測量等業務
- イ 指名競争入札に付そうとする測量等業務
- ウ プロポーザル方式に基づく随意契約によろうとする測量等業務

3 公表の方法

インターネットの県のホームページに、各発注機関が4に掲げる事項を掲載することにより、一般の閲覧に供する。ただし、本庁各課の発注見通しについては、県土総務課が一括して掲載することとする。

4 公表の内容

- (1) 入札及び契約の方法
- (2) 工事(業務)の名称
- (3) 工事(業務)の場所
- (4) 工事(業務)の期間
- (5) 工事(業務)の概要
- (6) 発注工種(業務種別)
- (7) 発注予定時期(随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期)
- (8) 概算工事(業務)費
- (9) その他情報

5 公表の時期及び期間

毎月4月1日以降速やかに、その時点における年度末までの発注の見通しに関する事項を当該年度の3月31日まで公表することとする。この場合において、公表内容に変更を生じたときは、毎月1日を目処として、随時その内容を修正するものとする。

6 その他留意事項

公表する内容は、公表する時点における発注の見通しであり、公表した後に変更又は追加が あり得る旨を併せて明記すること。

附則

この要領は、平成13年6月14日から施行する。

附則

この改正は、平成15年10月6日から施行する。

附則

この要領は、平成17年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成21年8月10日から適用する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。